



# 消費生活センターだより

■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会

■問い合わせ 稲城市市民協働課 Tel.378-2111 (内線 272)

## 豊かで安心できる生活

一生使えないほどのお金を持って逃亡した経営者がいます。彼は安心を得たのでしょうか。なぜ彼は一生使えないほどのお金を欲しがったのでしょうか。全く理解不能です。なぜ人はお金を、もっともっと欲しがるのでしょうか。それは「将来の安心」を得たいからなのです。

確かに将来の生活や、夢や希望を満たすためにはお金の問題は切り離せません。あなたの夢や希望は何ですか、そのお金は今後の人生や生活にどのように使われますか。言い換えれば、お金を貯めて増やすのではなく、その前に将来の生活設計や子供の教育計画、新築や改築など、家族で何か契約で話し合って目標額を決めます。お金は貯めるのが目標ではなく、使う額が目標となるのです。

目標が決まれば「別口座」＝「天引き貯金口座」を作ります。貯めようと決めた一定額を毎月自動的に収入から天引き預金します。積立口座や財形貯蓄口座などです。この口座は目標額＝夢や希望を満たす額まで決して引き出すことはありません。月々夢の実現に向かって額が膨らみ続けます。

「日常生活口座」には天引きされた残高が残ります。その残高だけで何とかやりくりしましょう。この口座の引きだしは1日と15日の2回だけに絞り、半月分の生活費だけを引き出す方法もあります。残れば上の「別口座」に入れるか、家族で外食か小旅行などのプチ贅沢を楽しみます。

一方で「金利がかかる支出」＝クレジットカードの分割払い・リボ払いを避け「固定的支出」＝携帯料金、家賃、車の維持費、保険などや「特別支出」＝遊興（ギャンブル）嗜好（酒やタバコ）を少しでも見直し節約すれば、大きな効果が得られます。



最後に、楽しく簡単にお金を増やす方法はありません。安全、有利、即換金できる金融商品はありません。安全、確実、有利な投資もありません。お金に関して「うまい話は決してない」と肝に銘じておけば、騙されることは殆どありません。むしろ、自分のお金が狙われていると注意することが大切です。

### 消費者講座開催報告

## キャッシュレス講座を開催いたしました！

消費者講座「お金の新時代」キャッシュレス社会について！～違いを知って賢く使おう～と題して1月18日に金融広報アドバイザーの石井衛氏をお招きして講演を開催いたしました。大変分かりやすい内容と講師の話術に会場は笑いに何度も包まれ市民の皆様も熱心に耳を傾けていらっしゃいました。



## 消費者講座開催報告

### 大人のための社会科見学 ～オギ/パン本社工場・国民生活センター見学～

2月4日(火)消費生活を学ぶ目的としてパン工場では製造・管理の現場を見学し、また国民生活センターでは日常生活の安全・安心を支える現場を通して身近に潜む商品の危険を認識し学ぶ目的として開催しました。

パン工場では学校給食でのパン食が8割減少した為、現場では生き残る手段としてパン教室の開催や近隣住民、各施設に購入してもらい工場としての現状や対策を伺いました。パン購入の時間も確保し名物の揚げたての揚げパンを各々購入しおいしくいただく時間もあり、皆様楽しまれていました。また国民生活センターではセンターの業務や機能の説明及び普段使用している商品の安全性をビデオで観たり、実際に商品を手にとって感触を確認したり安全性の再認識をしました。市民の皆様からは積極的な質問も飛び交い両施設共に充実した見学ができました。消費生活センター運営協議会では、市との共催により、普段なかなか見学できない工場等への見学を実施しています。今後も皆様のお役に立つ内容で企画していきたいと考えておりますので、是非ご参加ください。



### 深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

叔母が「通帳に3千円しか残っておらず生活費がなくなった。」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約5百万円も支払っていた。叔母によると担当から「こちらが質問することに全てに『ハイ』とだけ言う

ように」と言われ、契約を強要されていたと言う。(80歳代 女性)

### 〈ひとこと助言〉

☆高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いた時には高額の支払い後だったというケースも見られます。

☆このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日頃から高齢者の様子に気を付けることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。

☆少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住いの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。(消費者ホットライン 188)家族や周囲の方も相談できます。

## 消費者講座開催報告

### 成人式で啓発活動を行いました



1月13日(祝・月)によみうりランドで行われた成人式の際に、若者向けの消費者啓発活動を行いました。消費者トラブルにあう危険度チェックができるクリアファイル、消費生活センターのパンフレット、悪質商法に対する注意喚起チラシ、啓発四コママンガなどを配布しました。

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

## 稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

相談受付時間 月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

相談の際は、

- ①相談内容をまとめたもの
- ②契約書、保証書など、相談に関する資料などを準備いただくとスムーズです。